

## 令和8年度若手IT起業家創出支援業務 企画提案募集要領

この要領は、令和8年度若手IT起業家創出支援業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本募集は、愛媛県の令和7年度2月補正予算の成立及び国の地域未来交付金の交付決定を前提に行うものであり、事業の中止や内容の変更があり得ることに留意すること。

### 1 業務内容等

#### (1) 業務名

令和8年度若手IT起業家創出支援業務

#### (2) 実施期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

#### (3) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

#### (4) 委託料の上限額

22,460,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加できる者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定される者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (9) 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (10) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は（1）～（9）の資格要件を満たすとともに、構成員は（2）～（9）の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

### 3 スケジュール（予定）

企画提案募集開始	令和8年2月20日（金）
参加申込書及び質問書の提出期限	令和8年3月6日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年3月23日（月）
審査会、結果の公表・通知	令和8年3月下旬

※スケジュールを変更する場合には、参加申込者に対して連絡を行う。

## 4 応募手続

### (1) 担当窓口

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課 創業支援・産業DXグループ

住 所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2471 F A X：089-912-2469

電子メール：sangyososyutsu@pref.ehime.lg.jp

※電話連絡及び書面の提出は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

### (2) 参加申込及び資格要件の確認

#### ア 提出書類

##### ① 参加申込書（様式1）

・共同企業体は様式1-1及び様式2、様式2-1、共同事業体協定書（様式2-2を参考）の写しを提出すること。

##### ② 付属書類（会社の概要等を記したパンフレット等）

・共同企業体の構成員で、2（1）の競争入札参加資格者名簿に登録を予定していない場合は、「履歴事項全部証明書（提出日の3か月以内の原本）」を添付すること。

#### イ 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時 （必着）

#### ウ 提出方法・提出先

持参、郵送又は電子メールにより、（1）の担当窓口へ提出すること。ただし、共同企業体で参加しようとする場合に提出が必要となる「誓約書（様式2）」及び「委任事項（様式2-1）」については、持参又は郵送に限る。

なお、持参の場合は、次の住所となること。

【持参の場合の住所】 〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟3階

#### エ 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

### (3) 質問の受付及び回答

企画提案の参加に当たって質問事項等がある場合は、質問書（様式3）により受け付ける。

#### ア 受付期間

令和8年2月20日（金）から3月6日（金）午後5時まで （必着）

#### イ 提出方法

質問書（様式3）を電子メールにより、（1）の電子メールアドレスへ送付すること。

なお、件名は「【法人名】（質問）若手IT起業家創出支援業務」とし、送信後、（1）担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

#### ウ 回答方法

質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加申込書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

エ その他

電話や口頭、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

#### (4) 企画提案書の作成・提出

ア 提出物 (①～⑥一式を企画提案書とする。)

① 表紙 (様式4)

② 提案書 (任意様式)

- ・提案書の構成は自由であるが、業務仕様書の内容を網羅した内容とすること。
- ・A4判片面20ページ以内とすること。

③ 業務実施体制 (任意様式)

- ・本業務の実施体制や役割分担を記載すること。(責任者及びスタッフの役職及び氏名等)
- ・業務の実施体制を図示した書類を添付すること。
- ・本業務を実施する際に連携する先があればこれを含めて記載すること。また費用を伴う連携を想定する場合(再委託をする場合)は、本業務における役割や委託内容を記載すること。

④ 業務工程表 (任意様式)

業務の実施について、契約後から業務完了までの大まかな業務遂行の工程表を作成すること。

⑤ 類似業務実績 (任意様式)

委託業務と類似の事業の受注実績(5件以内)について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要、実績を記載すること。

⑥ 見積書 (任意様式)

- ・消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ・見積の根拠となった所要経費の積算内訳を記載すること。

イ 提出部数

正本1部、副本4部

ウ 提出期限

令和8年3月23日(月)午後5時まで (必着)

エ 提出方法・提出先

持参又は郵送(書留)により、(1)の窓口へ提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。持参の場合の住所は(2)ウと同様のこと。

なお、電子メールにより、電子ファイル形式でも提出すること。

オ 留意事項

- ・企画提案書は、1者1提案のみとする。
- ・見積額が(4)委託料の上限額を超えるものは、審査の対象としない。
- ・企画提案書の規格は、原則A4判用紙(片面印刷)を使用し、A3判用紙(片面印刷)を使用する場合には、A4判に折り込むこと。
- ・ページ番号は通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ・企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホッチキスやクロステープなどで綴じずに、ダブルクリップ等で留めること。

## (5) 企画提案書の取扱い

- ア 提出後の企画提案書については、原則として再提出および差替えは認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- イ 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- ウ 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。
- エ 提案を取り下げる場合は、取下げ願い書（任意様式）を提出するものとする。なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。
- オ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- カ 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
  - ① 企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合。
  - ② 参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。
  - ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。
  - ④ その他、企画提案に関する条件に違反した場合。

## (6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 5 契約候補者の選定方法

- (1) 次の基準に基づき審査を行い、契約候補者を選定する。

項 目		審査のポイント
業務の計画及び実施方法	事業目的	・ 提案内容が具体的でかつ愛媛県の事業目的に合致しているか。
	提案内容における創意工夫	・ 効果的かつ確実性の高い手法でプログラミング技術及び起業に関する知識等が習得できる内容になっているか。 ・ プログラミング合宿開催の趣旨を理解し、参加者の将来の起業につながるような仕掛けや創意工夫がなされているか。 ・ 参加者が愛媛県にとどまって起業する工夫がなされているか。
	費用計上の妥当性等	・ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。 ・ 費用計上が適当であり、適正な事業計画となっているか。

実施体制	体制の充実度	・ 想定される業務量および事業規模等に対しスタッフの人数や配置が適切なものになっているか。
	専門性	・ 専門性が求められる業務に対し、スタッフの能力や実績が適切かつ信頼できるものとなっているか。
	連絡体制	・ 委託元と円滑に連絡が取れ、柔軟な対応が可能なものとなっているか。
	安全確保	・ 関係者の安全確保について十分に配慮されているか。
実績	活動実績	・ 同種の受託実績やその内容・成果は十分か。

(2) 審査は、別途設置する審査会において行う。

(3) 原則書面審査で行うが、必要があると認められた場合は、企画提案者に対し、時間、場所及び実施内容等に係る詳細通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーション(対面又はオンライン)を実施する。

(4) プレゼンテーションを実施する場合において、応募者が5者以上のときは、審査会において書面による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とする。

## 6 審査

### (1) 審査方法

ア 審査会が企画提案書を採点し、総得点の6割以上である企画提案者の中から、最も優れた提案として評価した上位一位の者を、契約候補者とする。

イ 提案者が1者のみの場合は、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に、契約候補者として選定する。

### (2) 審査結果

審査結果は、審査後全ての提案者に通知する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

## 7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 民法(明治29年法律第89条)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- ・ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・ その他不正な行為があった場合

## 8 委託契約

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方

が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、別途定める予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものと契約内容について協議を行った上で、契約を締結する場合がある。

## (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準じることとする。

## (3) 契約書の作成

- ・契約は、書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- ・落札した場合に電子契約を希望する場合は、企画提案書の提出期限までに電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（様式5）を提出すること。
- ・契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、契約候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本企画提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) デジタルプロモーションの実施及び個人情報の取り扱いについては、別記1（デジタルプロモーション実施時における留意事項）及び別記2（個人情報取扱特記事項）を遵守すること。
- (5) 採用された提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。